

公的個人認証サービスの電子証明書の読み取り等が可能なスマートフォン及び利用形態について

平成28年末から、マイナンバーカードに格納された公的個人認証サービスの電子証明書の読み取りや電子署名・電子利用者証明が可能なスマートフォンが、順次、登場する見込みです。

これにより、平成29年から、まずは、スマートフォンをパソコンのICカードリーダーとして利用することが可能になります。次いで、パソコンなしでスマートフォンから各種申請等を行うことが可能になります。(注1、注2)

(注1) スマートフォンに電子証明書の読み取り等のためのソフトウェア(利用者クライアントソフト)をダウンロードする必要があります。このソフトウェアは、平成29年1月から公的個人認証サービスポータルサイト上で公開する予定です。

(注2) これらを行うためには、各申請受付等サイト側がスマートフォンの利用に対応していることが必要です。利用に際しては対応の有無をご確認下さい。順次、対応が進んでいく見込みです。

1 公的個人認証サービスの電子証明書の読み取り等が可能なスマートフォン

[NFC スマートフォンに関するマイナンバーカード対応基準](#)に適合しているとの報告を製造事業者から受けたスマートフォンは、次の一覧よりご確認ください。

[マイナンバーカード対応 NFC スマートフォン \(PDF\)](#)

2 マイナンバーカード対応 NFC スマートフォンの利用形態

(1) スマートフォンを IC カードリーダーライターとして利用(図1)

Windows パソコンとスマートフォンを Bluetooth インタフェースで接続し、スマートフォンの NFC 機能を用いてマイナンバーカードを読み取り

(2) スマートフォンを IC カードリーダーライターとパソコンの代わりに利用(図2)

スマートフォンでマイナンバーカードの読み取りと電子申請が可能

